指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
1)	(有)アキヤマ	石岡市東石岡 4-11-32	383

2. 指名停止措置期間

令和5年11月22日 から 令和6年1月21日 まで 2箇月間

3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

4. 事実概要

(有)アキヤマは、令和5年10月11日に石岡市と「令和6年石岡市二十歳の集い参加者記念品購入」の契約を締結したが、契約締結後に仕様書に定める物品を契約金額で納品することが困難であることを申し出た。そのため、石岡市は物品購入契約書第24条第2号にもとづき、令和5年11月20日に同契約を解除した。

5. 指名停止理由

契約締結後に受注者の事由により契約解除となることは、「石岡市建設工事等請負業者 指名停止等措置要綱」別表第2 第15号(3)に該当する。

参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2(抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか,業	
務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、	
工事の請負契約の相手方として不適当であると認	
められるとき。	
(1)(2)略	
(3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為が	当該認定をした日から
あったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内